

制限業種・禁止業種

1. 外商投資の方向を指導する規定

[公布単位] 国務院

[公布日付] 2002年2月11日

[実施日付] 2002年4月1日

[内容分類] 対外貿易と技術合作

[文号] 国務院令第346号

第1条

外商投資の方向を指導し、外商投資企業投資の方向とわが国の国民経済および社会の発展計画を互いに適応させるために、さらに投資者の合法的權益の保護に資するために、国の外商投資に関する法律の規定および産業政策の要求に従い、本規定を制定する。

第2条

本規定は、中国国内で投資を行い中外合弁企業、中外合作企業および外資独資企業（以下「外商投資企業」という）を設立するプロジェクトならびにその他の形式の外商投資プロジェクト（以下「外商投資プロジェクト」という）に適用する。

第3条

「外商投資産業指導目録」および「中西部地区外商投資優勢産業目録」は、国家発展計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が、国務院関連部門と共同で制定し、国務院の承認を経たうえで公布する。実情に基づき、「外商投資産業指導目録」および「中西部地区外商投資優勢産業目録」に部分的な調整を行う必要がある場合、国家経済貿易委員会、国家発展計画委員会、対外貿易経済合作部が、国務院関連部門と共同で適時に改訂し、かつ公布する。

「外商投資産業指導目録」および「中西部地区外商投資優位産業目録」は、外商投資プロジェクト審査認可および外商投資企業に適用される関連政策を指導する根拠である。

第4条

外商投資プロジェクトは、奨励、許可、制限および禁止の4種類に分類される。

奨励類、制限類および禁止類の外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」に列挙する。奨励類、制限類および禁止類に属さない外商投資プロジェクトは、許可類の外商投資プロジェクトとする。許可類の外商投資プロジェクトは、「外商投資産業指導目録」に列挙しない。

第5条

下記の状況のいずれかに該当する場合、奨励類の外商投資プロジェクトとする。

- (1) 農業新技術、農業総合開発およびエネルギー、交通、重要原材料工業に該当するもの。

- (2) 高度先進技術、先進的応用技術に該当するものであって、製品の性能を改善し、企業の技術・経済効率を高め、または、国内の生産能力が不足している新設備・新材料を生産することができるもの。
- (3) 市場の需要に応えるものであって、製品のグレードを高め、新市場を開拓し、または、製品の国際的競争力を高めることができるもの。
- (4) 新技術、新設備であって、エネルギーおよび原材料を節約し、資源を総合的に利用し、資源を再生し、かつ環境汚染を防止することができるもの。
- (5) 中西部地区の人的資源および資源の優位性を発揮させることができ、かつ、国の産業政策に合致するもの。
- (6) 法律、行政法規に規定するその他の状況。

第6条

下記の状況のいずれかに該当する場合、制限類の外商投資プロジェクトとする。

- (1) 技術レベルが立ち遅れているもの。
- (2) 資源節約および生態環境改善のためにならないもの。
- (3) 国が保護的採掘の実施を規定する特定の種類の鉱物の探査、採掘を行うもの。
- (4) 国が段階的に自由化する産業に該当するもの。
- (5) 法律、行政法規に規定するその他の状況。

第7条

下記の状況のいずれかに該当する場合、禁止類の外商投資プロジェクトとする。

- (1) 国の安全を脅かし、または、社会の公共利益を害するもの。
- (2) 環境を汚染・破壊し、自然資源を破壊し、または、人体の健康を害するもの。
- (3) 大量の耕地を占用し、土地資源の保護、開発のためにならないもの。
- (4) 軍事設備の安全および使用機能を害するもの。
- (5) わが国特有の工芸または技術を利用して製品を生産するもの。
- (6) 法律、行政法規に規定するその他の状況。

第8条

「外商投資産業指導目録」には、外商投資プロジェクトに対して「合弁・合作に限定」「中国側の持分支配」（原文は「控股」）「中国側の相対的持分支配」を規定することができる。

合弁・合作に限定とは、中外合弁、中外合作のみを認めることを指し、中国側の持分支配とは、外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が51%以上であることを指し、中国側の相対的持分支配とは、外商投資プロジェクトにおける中国側投資者の投資比率の合計が外国側投資者のいずれかの投資比率を上回ることを指す。

第9条

奨励類の外商投資プロジェクトは、関連の法律、行政法規の規定に照らして優遇措置を享受するほか、投資額が大きく、投資回収期間が長い、エネルギー、交通、都市のインフラストラクチャー（石炭、石油、天然ガス、電力、鉄道、公共道路、港湾、空港、都市の道路、汚水処理、ゴミ処理等）の建設、経営を行う場合は、認可を経て、これに関連する経営範囲

を拡大することができる。

第 10 条

製品の全部を直接輸出する許可類の外商投資プロジェクトは、奨励類の外商投資プロジェクトとみなし、製品の輸出販売額がその製品の販売総額の 70%以上を占める制限類の外商投資プロジェクトは、省、自治区、直轄市および計画単列市の人民政府または国務院主管部門の承認を経て、許可類の外商投資プロジェクトとみなすことができる。

第 11 条

中西部地区の優位性を確実に発揮させることができる許可類および制限類の外商投資プロジェクトについては、条件を適宜緩和することができるものとし、このうち、「中西部地区外商投資優位産業目録」に含まれるものは、奨励類の外商投資プロジェクトの優遇政策を享受することができる。

第 12 条

現行の審査認可権限に基づき、外商投資プロジェクトは、プロジェクトの性質に応じて発展計画部門または経済貿易部門が審査認可、届出（原文は「備案」）を行い、外商投資企業の契約、定款は、対外経済貿易部門が審査認可、届出を行う。このうち、制限類の限度額以下の外商投資プロジェクトについては、省、自治区、直轄市および計画単列市の人民政府の相応の主管部門が審査認可を行い、同時に、上級主管部門および業種別主管部門に届出するものとし、この種のプロジェクトの審査認可権限を下級部門に委譲してはならない。サービス貿易の領域に属するもので段階的に自由化される外商投資プロジェクトについては、国の関連規定に従い審査認可を行う。

割当額、許可証に関わる外商投資プロジェクトについては、まず対外経済貿易部門に割当額、許可証を申請しなければならない。

外商投資プロジェクトの審査認可手続および規則について法律、行政法規に別の規定がある場合、その規定による。

第 13 条

本規定に違反して審査認可された外商投資プロジェクトについては、上級審査認可機関が当該プロジェクトの届出文書を受領した日から 30 営業日以内に取り消すものとし、その契約、定款は無効であり、企業登記機関は登記登録を行わず、税関は輸出入手続を行わないものとする。

第 14 条

外商投資プロジェクトの申請人が詐欺等の不正な手段を用い、プロジェクトの認可を受けた場合、情状の軽重に基づき、法により法律責任を追及するものとし、審査認可機関は、当該プロジェクトに対する認可を取り消すものとし、さらに、関連主管機関が法により相応の処理を行う。

第 15 条

審査認可機関の職員が職権を濫用し、職務を怠慢した場合、刑法の職権濫用罪、職務怠慢罪に関する規定に従い、法により刑事責任を追及するものとし、刑事処罰に至らないときは、

法により重大過失の記録以上の行政処分に処す。

第 16 条

華僑および香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾の投資者が行う投資プロジェクトについては、本規定を準用する。

第 17 条

本規定は、2002 年 4 月 1 日より施行する。1995 年 6 月 7 日に国务院が承認し、1995 年 6 月 20 日に国家計画委員会、国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が公布した「外商投資の方向を指導する暫定施行規定」は同時に廃止する。

2. 制限業種等の詳細

国家発展・改革委員会、中国人民銀行および銀行業監督管理委員会は共同で「産業政策および貸付政策の調整をさらに強化し、貸付のリスクを管理することの関連問題に関する通知」を公布した。同通知は、生産安全に著しく危害を及ぼすプロジェクト、環境汚染が著しいプロジェクト、工程技術が立ち遅れているプロジェクトを同通知付属文書「当面、低水準の重複建設を抑制する一部業種の目録」に記載し、同目録に記載された禁止類または制限類のプロジェクトについて、投資主管部門は審査認可をせず、各主要国有銀行は貸付をしないとしている。「郵政法」の規定によれば、外国投資者は郵便物の国内速達郵便物業務の投資経営を行ってはならない。

『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）』（2024年11月1日より実施）

説明

- 『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下『外商投資参入ネガティブリスト』という）は、持分に関する要求、高級管理職に関する要求等、外国企業の投資参入における特別な管理措置をまとめて列挙したものである。『外商投資参入ネガティブリスト』の範囲外の分野については、国内資本企業・外資系企業に対し同一の管理が実施される。国内外の投資者に対しては統一的に『市場参入ネガティブリスト』の関連規定を適用する。
- 国外の投資者は、個人事業主、個人の独資企業の出資者、農民專業合作社のメンバーとして投資の経営活動を行ってはならない。
- 外国の投資企業が中国国内で投資する場合、『外商投資参入ネガティブリスト』の関連規定に適合しなければならない。
- 関連主管部門は法に基づき職責を履行する過程において、国外の投資者が、『外商投資参入ネガティブリスト』の中の分野に投資する予定だが、『外商投資参入ネガティブリスト』の規定に適合しない場合、許認可、企業登記登録等の関連事項の手続きを行わない。固定資産投資プロジェクトの認可にかかわる場合、関連する認可事項の手続きを行わない。持分に関する要求がある分野に投資する場合、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
- 国務院の関連主管部門の審査を経て国務院の承認を得た場合、特定の外商投資については『外商投資参入ネガティブリスト』における関連分野に関する規定を適用しないことができる。
- 『外商投資参入ネガティブリスト』で投資が禁止されている分野の業務に従事する国内企業は、国外で株式を発行のうえ上場し取引を行う場合、国の関連主管部門の審査を受けその同意を得なければならず、国外の投資者は企業の経営管理に関わってはならず、その持分比率は、国外の投資者による中国国内での証券投資

に対する管理の関連規定を参照して実施する。

7. 国内の会社、企業または自然人が、国外において合法的に設立した、または支配する会社をもってそれと関連関係にある国内の会社を買収・合併する場合、外商投資、国外投資、外貨管理等の関連規定に従って処理する。
8. 『外商投資参入ネガティブリスト』に列挙されていない文化、金融等の分野における行政の審査認可、資格条件、国家の安全等に関連する措置については、現行規定に従う。
9. 「経済貿易関係のさらなる緊密化に関する中国本土と香港間の取決め(CEPA)」およびその後続の合意、「経済貿易関係のさらなる緊密化に関する中国本土とマカオ間の取決め(CEPA)」およびその後続の合意、「海峽兩岸経済協力枠組合意(ECFA)」およびその後続の合意、中国が締結、または加盟する国際条約、協定において国外の投資者の参入時の待遇について、より優遇された規定がある場合、その関連規定に従うことができる。自由貿易試験区等の特殊経済区域において、条件を満たす投資者に対して、より優遇された開放措置を実施する場合、その関連規定に従う。
10. 『外商投資参入ネガティブリスト』の解釈に関しては、国家発展改革委員会、商務部が関連部門とともに責任を負う。

『行政法規および国務院により批准された部門規章を瀋陽等 6 都市において暫定的に調整実施することに同意する国務院の回答』（2024年7月8日より実施）

1. 遼寧省瀋陽市・江蘇省南京市・浙江省杭州市・湖北省武漢市・広東省広州市・四川省成都市の6都市において、ネガティブリスト等によって規制されている非営利性医療機関、非営利性養老施設、旅行社、インターネット仮想専用ネットワーク（VPN）業務、インターネット接続業務等の項目の規制を緩和した。ただし、各項目の規制緩和の対象となる都市はそれぞれ異なる。
2. 広州市において、ネガティブリストによって規制されている社会調査業務について、中国側の出資比率が67%を下回らないこと、および法定代表者が中国籍であることを条件に外商投資を許可するよう規制を緩和した。

『海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』（2021年2月1日より実施）

1. 海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（以下、自由貿易港ネガティブリスト）は、株式保有に関する要求、高級管理職に関する要求等、外国人投資家の参入における制限措置をまとめて列挙したものであり、海南島全島に適用される。外商投資参入ネガティブリストの範囲外の分野については、国内資本企業・外資系企業は同一管理される。

2. 海外の投資家は、個人事業主、個人の独資企業投資家、農民專業合作社のメンバーとして経営活動を行ってはならない。
3. 関連主管部門は法に基づき、職責を履行する過程において、海外の投資家が自由貿易港ネガティブリスト中のプロジェクトに投資するが、自由貿易港ネガティブリストの関連規定に該当しない場合、許認可、企業登記登録等の関連事項を受理してはならない。固定資産投資プロジェクトの認可に係る場合、関連する認可事項を受理してはならない。持分の要求があるプロジェクトについては、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。
4. 国務院主管部門の審査を経て、国務院の批准を取得する場合、特定の外商投資には自由貿易港ネガティブリストの関連規定が適用されない。
5. 国内企業または自然人が、海外において合法的に設立した、もしくは支配する会社をもってそれと関連関係にある国内企業を買収して外商投資プロジェクトおよび企業の設立および変更事項に関わる場合は、現行規定に従うものとする。
6. 自由貿易港ネガティブリストに列挙されていない文化、金融等の分野に関し、その行政審査認可、資格条件、国家安全等の関連措置は、現行規定に従うものとする。
7. 「中国本土と香港の經濟貿易緊密化協定(CEPA)」およびその補充合意ならびにサービス貿易協議、「中国本土とマカオの經濟貿易緊密化協定(CEPA)」およびその補充合意ならびにサービス貿易協議、「海峽兩岸經濟協力枠組協定(ECFA)」およびその後続合意ならびに中国が関係国と締結している自由貿易協定および投資協定、中国の加盟する国際条約および中国の法令に別途規定がある場合には、その規定に従う。
8. 自由貿易港ネガティブリストの解釈に関しては、国家發展改革委員会、商務部が関連部門とともに責任を負う。

◆外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）における外商投資を制限する産業の目録（一部抜粋）

1. 小麦の新品種の育種および種子の生産（中国側の持分比率が34%以上）・とうもろこしの新品種の選抜育種および種子の生産（中国側の持分支配とする）
2. 原子力発電所の建設および経営（中国側の持分支配とする）
3. 国内水上輸送業者（中国側の持分支配とする）
4. 公共航空輸送業者（中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家およびその関連会社による投資割合は25%を超えてはならず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない）
5. 汎用航空業者（法定代表者は中国国籍保持者でなければならない、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は、中国側の持分支配に

中国 外資に関する規制

限る)

6. 民間飛行場の建設および経営（中国側の相対持分支配とする）、管制塔の建設および運営につき、外国側は参加してはならない。
7. 電気通信業者：中国のWTO加盟時に開放を承諾した範囲内に限る。付加価値電気通信業務（外資の割合が50%を超えてはならない。電子商取引、国内マルチ通信、データの保存・転送、コールセンターを除く）、基礎電気通信業務（中国側の持分支配とする）
8. 市場調査（合弁、提携に限る。うちラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする）
9. 就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関（中国と外国の提携、中国側主導の場合に限る。校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない、理事会・董事会もしくは共同管理委員会の中国側メンバーの割合は1/2を下回ってはならない）
10. 医療機関（合弁、提携に限る）

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）における外商投資を制限・禁止する産業の目録

以下を参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_077.pdf

◆海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）における外商投資を制限・禁止する産業の目録

1. 小麦、とうもろこしの新品種の選抜育種および種子の生産（中国側の持分比率が34%以上）
2. 中国希少で特殊な優良品種の研究開発、育成、栽培および関連育成材料の生産を禁止（栽培業、畜産業、水産業の優良遺伝子が含まれる）
3. 農作物、家畜、水産苗種の遺伝子組換え品種の選別育成およびその遺伝子組換え種子(苗)の生産を禁止。
4. 衛星テレビ放送の地上受信設備および重要部品の生産
5. 原子力発電所の建設および経営（中国側の持分支配とする）
6. 葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他のタバコ製品の卸売、小売への投資を禁止。
7. 国内水上輸送業者（中国側の持分支配とする）

8. 公共航空輸送業者（中国側の持分支配とし、かつ外国人投資家およびその関連会社による投資割合は25%を超えてはならず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならない）、汎用航空業者（法定代表者は中国国籍保持者でなければならない）、農業、林業、漁業の汎用航空業者は合弁に限り、その他の汎用航空業者は、中国側の持分支配に限る）
9. 民間飛行場の建設および経営（中国側の相対持分支配とする）、管制塔の建設および運営につき、外国側は参加してはならない。
10. 郵便会社の投資、郵便物の国内宅急便業務を禁止。
11. 電気通信業者：付加価値電気通信業務にはオンラインデータ処理と取引処理以外は、海南自由貿易港外商投資ネガティブリストにより実行される。海南自由貿易港において登録し、サービス施設も設置した法人が自由貿易港全区域および国際向けインターネットのデータ処理センター、内容配信ネットワークなどの業務を展開することを許可する。基礎電気通信業務は中国がWTOの参入時に承諾された電気通信業務に限られ、中国側が持分支配しなければならない。
12. インターネットニュース情報サービス、オンライン出版業務、オンライン番組視聴サービス、インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆向けの情報発信サービスへの投資を禁止（中国がWTOで開放を承諾した内容を除く）。
13. 中国の法律にかかる事務への投資を禁止（中国の法律環境の影響に関する情報の提供を除く）。国内弁護士事務所のパートナーとなってはならない。
14. ラジオ・テレビの視聴調査は中国側の持分支配とする。社会調査の中国側の持分比率は67%以上、法定代表者は中国国籍を保有していなければならない。
15. 人体の幹細胞、遺伝子診断、治療技術の開発および応用への投資を禁止。
16. 人文社会科学の研究機関への投資を禁止。
17. 大地測量、海洋測量製図、測量製図・航空撮影、地上移動体を用いた測量、行政区域境界線の測量製図、地形図、世界行政区画地図、中国行政区画地図、省級およびそれ以下の行政区画地図、教育用全国地図、教育用地方地図、立体地図およびナビゲーション電子地図の作成、地域別地質マッピング、鉱山地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止（鉱業所有者が鉱業権の範囲内で業務に従事する場合を除く）。
18. 就学前教育機関、普通後期中等教育機関および高等教育機関は中外での提携（境外の理工・農・医学系のハイレベル大学、職業学院、非学制系の職業訓練機関を除く）に限り、中国側主導（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有していなければならない）、理事会・董事会もしくは共同管理委員会の中国側メンバーの割合は1/2を下回ってはならない）でなければならない。
19. 義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止。

20. 医療機関（合併に限る）
21. 報道機関への投資を禁止（通信社を含むが、これに限らない）。
22. 書籍、新聞、定期刊行物、映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止。
23. 各級ラジオ放送局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビのチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（発信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星の地上発信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション、ケーブルラジオ・テレビ放送ネットワーク）、ラジオ・テレビのオンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信施設の設置業務への投資を禁止。
24. ラジオ・テレビ番組制作の経営（輸入業務を含む）事業者への投資を禁止。
25. 映画制作事業者、発行事業者、配給上映事業者、映画輸入業務への投資を禁止。
26. 文化財、芸術品の競売を行う競売業者、文化財、芸術品を扱う商店、および国有文化財博物館への投資を禁止。
27. 文芸公演団体（中国側の持分支配とする）

3. 特別法の規定に基づく「その他の制限条件」の詳細

『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）』は、自由貿易試験区を除く全国範囲を対象として2024年11月1日より施行され、『外商投資参入特別管理措置（外商投資参入ネガティブリスト）（2021年版）』は同時に廃止された。また、『外商投資奨励産業目録（2022年版）』は2023年1月1日より施行され、『外商投資奨励産業目録（2020年版）』は同時に廃止された。

中国政府国務院および各業種主管部門が制定する特別法に「制限業種」の具体的条件が定められている。原則として「制限業種」について外資100%は認められないが、「特別法」に定める投資条件に合致すれば「制限業種」に投資することが可能である。以下いくつか例を挙げる。

a. サービス業

『外商投資奨励産業目録（2022年）』の規定に基づき、人工知能、環境保護、研究開発設計、現代物流等の分野において、ECMO（体外式膜型人工肺）、人工知能補助医療設備、高機能繊維、船舶汚染物の港湾受入処理施設、ブロックチェーンの技術開発、低炭素でエコでグリーンな先端システムの技術およびサービス、環境フレンドリーな技術の開発および応用、洋上風力発電設備の設計開発等新規プロジェクトを奨励。

外商投資奨励産業目録（2022年）仮訳

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_076.pdf

「外商投資非商業企業の販売（※原文は「分銷」）の経営範囲増加に関連する問題についての通知」は、外商投資非商業企業は販売の経営範囲の追加を申請することができると定めている。

b. 不動産業

「不動産市場の外資参入および管理の規範化に関する意見」において、国外機構および個人が中国国内において私用でない不動産を投資購入する場合、商業拠点の設置の原則に従い、外国投資家による不動産投資の関連規定に基づいて、外商投資企業の設立を申請しなければならない。「外国投資家の不動産業への直接投資の審査認可および監督管理のさらなる強化、規範化に関する通知」は、外国投資家が投資して不動産会社を設立する場合、まず土地使用权、不動産建築物の所有権を取得するか、または土地管理部門、土地開発業者/不動産建築物の所有者と、土地使用权もしくは不動産の払い下げ/購入の予約に関する協議書を締結しなければならないことを定めた。

外国投資家は、その投資する業種の中国政府業種主管部門に当該業種への投資にかかわる特別法の提供を請求するとよい。